

第 4 1 2 回
令和 4 年度第 3 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 4 年 7 月 2 8 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和4年7月28日(木) 13:01 ~ 13:47

2 場 所 NCO札幌ビル11階会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、片桐委員、亀野委員、國武委員、西村委員
労働者委員 大磯委員、金子委員、布施委員、山田委員
使用者委員 桑原委員、柄目委員、藤原委員、守山委員、横島委員

【事務局】 友藤労働局長、佐藤労働基準部長、横溝賃金室長、龍瀧室長補佐、
川村賃金指導官、小西賃金指導官

4 議事次第

- (1) 本審連絡事項について
- (2) 中央最低賃金審議会における「目安答申」について
- (3) 労使の意向表明について
- (4) 特定最低賃金に係る必要性の有無の諮問について
- (5) その他

5 議事内容

○龍瀧室長補佐

本日の審議会は、公開にて開催しております。現在7名の方が傍聴しておりますほか、3社の報道記者の方が取材されております。あらかじめご承知おき願います。

それでは、第3回北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、労働者代表委員の和田委員が都合により欠席されております。公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名の合計14名の委員にご出席いただいております。最低賃金審議会令第5条の規定によりまして、委員の3分の2以上のご出席をいただいておりますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、亀野会長、今後の議事進行につきましてよろしく願いいたします。

○亀野会長

皆さん、こんにちは。よろしく願いいたします。

では、最初に本日の議事録署名委員を指名いたします。名簿の順から、今回は労働者代表委員として布施委員、使用者代表委員として藤原委員、よろしく願いいたします。

最初の議題に入ります。議事(1) 本審議会への連絡事項につきまして事務局からお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

事務局から、北海道地方最低賃金審議会本審への連絡が3点ございます。

まず、1点目。7月1日から7月11日まで公示いたしまして、専門部会委員が決まりました。資料No.1を御覧ください。北海道最低賃金専門部会の委員名簿になります。令和4年7月15日付で任命されております。

公益代表委員、岩波和枝様、亀野淳様、國武英生様。

労働者代表委員、大磯扶三彦様、山田新吾様、和田英浩様。

使用者代表委員、桑原崇様、柄目誠様、守山泰史様。

以上9名の専門部会委員が決定しております。

続きまして、7月1日から7月11日まで、関係労働者から意見を聴取しますということで公示させていただきました。その結果、関係労働者から意見書の提出がございました。資料No.2を御覧ください。意見書の提出者は 様。北海道労働組合総連合の議長を務めておられます。

連絡事項の2つ目になります。7月19日・火曜日に専門部会を開催いたしまして、今御覧いただいている資料No.2の意見書提出をされました関係労働者、様から意見を聴取しております。

さらに、資料No.3を御覧ください。7月19日の専門部会におきまして関係使用者、関係労働者から意見を聴取しております。関係使用者は、株式会社

代表取締役をされております 様から意見をお伺いしております。さらに、関係労働者として 会長の 様から意見聴取を行っております。

続きまして、3点目になります。特定最低賃金4業種の改定申出書が出そろいました。そこで、その概要と、形式的な要件の審査を事務局で行っておりますので、その結果をご案内したいと思います。資料No.4になります。

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金改正決定申出書の審査結果でございます。

申出者、日本食品関連産業労働組合総連合会北海道乳製品・糖類製造業最低賃金対策会議代表・池田敦哉様。

申出書の提出、令和4年7月12日に申出書をいただいております。

申出ケース、公正競争ケースです。

7ページの5番を御覧ください。申出基幹的労働者の割合、37.76%となっております。

続きまして、9ページを御覧ください。北海道鉄鋼業最低賃金改正決定申出書の審査結果です。

申出者、日本基幹産業労働組合連合会北海道本部委員長・荒川孝志様。

申出書の提出、令和4年7月1日に申出書を受け付けております。

申出ケース、労働協約ケースです。

最も低い労働協約の金額、時間額で1,029円となっております。

5番、申出基幹的労働者の割合、72.92%となっております。

続きまして、11ページを御覧ください。北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金改正決定申出書の審査結果です。

1番、申出者。全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会北海道地方協議会議長、谷口幸一様です。

申出書の提出は、令和4年6月22日。

申出ケースは、労働協約ケースです。

最も低い労働協約の金額は、時間額で959円となっております。

続きまして、12ページの5番、申出基幹的労働者の割合は40.08%となっております。

続きまして、13ページを御覧ください。北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金改正決定申出書の審査結果です。

申出者、全北海道造船機械労働組合協議会議長・橋本康憲様。

申出書の提出、令和4年7月8日に申出書を受け付けております。

申出ケースは、労働協約ケースでございます。

最も低い労働協約の金額は、時間額で921円となっております。

そして5番、申出基幹的労働者の割合は38.11%となっております。

形式的な要件を事務局で審査いたしました結果、4業種ともに基幹的労働者のおおむね3分の1以上のものが賃金の最低額の定めを含む労働協定の適用を受けていることが確認できるので、当該申出は要件に該当するという審査結果になっておりますことをご報告いたします。

事務局からの連絡事項は以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、事務局のただいまの説明にご意見やご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

それでは、意見や質問はないということでよろしいですね。

それでは、特定最低賃金改定の申出書が出そろったということで、後ほど北海道労働局長より特定最低賃金の改正の必要性の有無について諮問されると伺っております。

それでは、議題の(2)でございます。中央最低賃金審議会の目安答申についてでございます。

本日、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達ができない状況にあります。詳細に

つきましては、事務局からお願いいたします。

○横溝賃金室長

では、事務局より状況説明と、目安答申の遅れに伴う提案を発表させていただきます。

今年度の中央最低賃金審議会の状況でございますが、昨年度の審議会において異例の採決となり、今年1月の厚生労働審議官の総括において、労使双方が「やむなし」という段階に至るまで十分に審議を尽くせるよう最大限努力をすとしたことを踏まえるとともに、例年以上に目安額とその根拠、理由について明確で納得できるものとしてほしいという労使委員からの意見をも踏まえて審議しております。

このような状況の中、7月25日に開催された中央最低賃金審議会目安小委員会において目安を取りまとめるべく、公労、公使で個別に鋭意調整を進めたものの、依然として労使双方の主張に隔たりがあり、目安額とその根拠、理由について公益委員が再度検討する時間が必要となることから、さらに時間を置いて議論をすることとしたものであります。

このような状況ですので、次回開催はいつになるかも現時点では分からないということです。慎重に議論を進めるとともに鋭意調整を進めているものと思っておりますが、現時点では具体的な審議日程などは分からないといった状況でございます。

この目安答申の遅れに伴う事務局からの提案でございます。中央最低賃金審議会の目安答申がなされた場合、その伝達のための北海道最低賃金審議会本審を改めて開催することはせず、北海道最低賃金専門部会に先に目安答申の伝達をさせていただきたいというものでございます。

この提案の理由ですが、中央最低賃金審議会の目安答申には、そういった状況ですのでもだまだ時間を要することになりそうであり、いつ目安答申がなされるのか分からないからです。中央最低賃金審議会の目安答申を受け、その伝達のために急遽北海道最低賃金審議会本審を開催すると、審議会の成立要件となる公労使委員の出席が得られるか分からず、専門部会における金額審議も行えないという事態となることも想定されます。従前、目安答申の伝達は本審の場において行っていたところですが、これは法的に定められたものではございません。目安答申がなされ次第、専門部会ですぐに伝達させていただき、10月1日発効を目指し、すぐに金額審議を開催していただきたいということが今回の提案理由でございます。

なお、北海道最低賃金審議会の本審委員の皆様には、目安答申がなされ次第速やかにお伝えするとともに、遅くなってしまうかもしれませんが、第4回本審の場において中央最低賃金審議会の目安答申を伝達させていただきます。

以上が事務局からの提案でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、事務局の説明に何かご意見、ご質問ございますでしょうか。
はい。山田委員、お願いします。

○山田委員

今ご説明があった専門部会で目安伝達を受けることに関しましては、異議ございません。

ただ、金額審議につきましては目安答申がなくても始められるという認識もあるものですから、その辺は日程確認等の中で発言していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

使用者代表委員、何かございますか。

桑原委員。

○桑原委員

今のご説明の中で、10月1日発効を目指すというお話がございましたが、それはあくまでも十分な審議期間を確保することが前提というふうに私たちは考えておりますので、それだけこの場で申し上げたいと思います。

以上です。

○亀野会長

はい。分かりました。ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。

では、先ほど事務局から提案があった、部会で目安の伝達を行うということについて、それでよろしいですね。

「はい」

○亀野会長

はい。

具体的な金額審議につきましては、部会のほうで日程等調整して行うということで進めたいと思いますので、よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

はい。ありがとうございます。
では、議題の(2)はこれでよろしいですか。

「はい」

○亀野会長

はい。

それでは、次の議題に入ります。議題の(3) 労使の意向表明についてでございます。

労働者側、使用者側おののから、最低賃金の審議を行うに当たっての基本となる意向(方針)についての発表をお願いいたします。

まず最初に、使用者側から意向表明をお願いいたします。

○桑原委員

使用者側委員の桑原です。今年度の審議に臨む使用者側の認識や基本スタンスを申し上げます。お手元の資料を御覧いただきながらお聞きください。

最初に、道内の中小企業を取り巻く環境について申し上げます。

日銀札幌支店が7月1日に発表した6月の金融経済概況によりますと、「北海道の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響がみられているものの、緩やかに持ち直している」として、前月の景気判断を継続しております。

また、中小企業庁が6月1日に発表した道内企業を対象とした中小企業景況調査によりますと、全産業の業況判断DIはマイナス28.5で、小売業はマイナス32.0、卸売業はマイナス31.3、サービス業ではマイナス29.3となっており、改善傾向にあるものの、依然としてマイナス幅は大きい状況にあります。

道内の雇用情勢については、国や道の支援策とともに、企業が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、着実に改善しており、5月の有効求人倍率は1.0倍となり、12か月連続で前年同月を上回っております。ただ、依然としてコロナ禍前の水準には戻っていません。

また、1-3月期の北海道の完全失業率は3.1%であり、全国平均を上回るとともに、全国11ブロックの中では沖縄に次いで高い失業率となっています。

以上のように、多くの経済指標で改善の傾向が見られますが、北海道は「観光」と「食」を基幹産業としているため、他地域よりコロナ禍による景気低迷の影響が大きく残っています。

また、足元の第7波、ウクライナ情勢や円安による燃料費・原材料費の高騰によりまして道内の中小企業は二重三重の打撃を受けているのが実態です。

今後についても、コロナ禍の収束、エネルギーや原材料等の価格・供給動向は見通すことができず、円安基調と相まって、中小企業の経営環境はこれまで以上に不透明感が増しています。

続きまして、中賃目安に対する使用者側の認識を改めて申し上げたいと思います。昨年度の目安については、全国一律で過去最高額となる大幅な引上げ額が示されましたが、政府方針に配慮したこと以外に、指標やデータなどによって裏づけのある根拠は示されていません。道内中小企業からは、経営実態を考慮した目安になっていないとの不満の声が多く聞かれたところでございます。

今年度の目安は、今ご説明がありましたように今現在未定ですが、こうした不透明な目安とならないように、審議の中で目安額に至ったプロセス及びその根拠についての説明を強く求めていきたいと考えております。

以上を踏まえまして、今年度の審議における使用者側の基本的な考え方を申し上げます。

近年の審議は、政府方針への配慮が最優先され、企業収益の改善や生産性の向上が伴わない中で、名目GDP成長率、消費者物価や中小企業の賃上げ率を大幅に上回る3%台の引上げが行われてきました。

本来、最低賃金に限らず、賃金の引上げは生産性向上をベースとした持続的な付加価値の増大に伴って実施するものです。したがって、審議の前提として、中小企業の持続的な生産性向上の確認が必要であることを最初に主張させていただきます。

最低賃金は、全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての役割によって、業績に関わらず罰則付で全ての企業に適用されます。このため、最低賃金は「賃金水準の引上げ」や「消費の拡大」といった政策を目的とするものではないと認識しております。

使用者側は過去から、最低賃金の審議においては最低賃金法が定める「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払能力」の3要素に関する各種の指標、データなどの明確な根拠に基づいて、納得感のある水準を決定すべきことを主張してきました。

また、中小企業の賃金引上げの実態を示し、さきの3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」を重視する旨を主張してきましたが、こうした考えに変わりはありません。加えて、冒頭でも申し上げましたが、コロナ禍前の需要が回復していない企業は数多くあります。

ウクライナ情勢に起因する原材料費の高騰や急激な円安は先行きの不透明感を高め、内需型製造業主体に価格転嫁が容易ではない中小企業の経営環境を一段と厳しくしていることをご認識いただきたいと思います。

近年の過度な最低賃金引上げにより、最低賃金近傍で働く人は急増しております。厚生労働省の調査によりますと、北海道の影響率は全国平均を上回っている状況にございます。最低賃金近傍で働く人の割合が高いのは、産業別では「宿泊業、飲食サービス業」、企業規模別では小規模ほど高い結果となっておりますが、「観光」と「食」が基幹産業であり、中小零細企業に支えられている北海道は他地域より最低賃金引上げの影響が大きいことを裏づけています。

したがいまして、今後の審議においては、中小企業の経営実態や地域経済の実情を踏まえ、最低賃金法に定められている決定原則に沿って、納得感のある引上げ額を決定することが必須であると考えております。

繰り返しになりますが、使用者側は、引上げ額の検討においては過去から「第4表」を重視した審議を求めてきましたが、今年度の審議においても改めてこの点を強く主張いたします。

なお、近年の最低賃金の大幅な引上げを受けて、時給パートタイマーが配偶者の扶養を維持するために年末に向けて就業調整を行う傾向が強まっており、企業にとっては労働力確保の面でますます深刻な課題になっております。

就業調整は、最低賃金というより税制や社会保険制度の問題ではありますが、10月が改定時期であることにも関係しており、最低賃金の金額や発効日を考えていく上でも考慮しなければならない課題と認識しております。

今年度の審議における使用者側の見解は、以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございました。

それでは、次に労働者側の意見表明をお願いいたします。

○山田委員

労働者委員の山田です。どうぞよろしくお願いいたします。

労働側の主張といたしましては、A4横判、パワーポイントで作った資料になりますので、よろしくお願いいたします。

2022年度北海道地域最低賃金の引上げに関しまして、労働側として、「その他」を含め4点を強調していきたいと思っております。

1枚めくっていただいて、「低すぎる！日本の最低賃金」ということで、ナショナルミニマム水準からいうと、日本は、この表ではやや真ん中ぐらいに位置しておりますが、OECD加盟先進国の中では最低水準となっております。

なお、アメリカにつきましては各州・各市で決められた最低賃金が存在しますので、この連邦政府による最低賃金はそこまで参考にならないという認識でございます。

まずは、誰もが時給1,000円を目指す。それでも、2,000時間働いてもワーキングプアと言われる年収200万円になるかならないかの水準であります。これまでも労働者側は時給1,000円以上を目指してきました。そのほかにも、意見書にもありましてとおり1,500円という水準すら今出てきている状況ですので、大幅な引上げが必要だと思っております。

続きまして、同様に「低すぎる！日本の最低賃金」ということで、各国の最低賃金の推移を過去20年間表したグラフになっております。一番上はオーストラリアになっておりますが、これを見ても先進国の中では日本は下から2番目というよう

な水準になっております。先ほども申し上げましたが、アメリカは各州もしくは市において最低賃金額を決めておりますので、よくテレビ放送でもありますとおり、ニューヨーク州のニューヨーク市では日本円換算で1,500円以上となっていることから、かなり高い水準であることに変わりはありません。

また、グラフに示してあるとおり、日本はかなり緩やかな引上げとなっており、上げ幅においても最初のスタートが高い位置から始まっている地域もあるということで、日本の位置はかなり低いのではないかとということを申し上げておきたいと思っております。

続きまして、4ページになります。「日本の最低賃金はフルタイム労働者の平均賃金の4割強程度！大幅な引き上げを！」としております。これもOECD加盟国を参考にして作成したグラフであります。日本はフルタイム労働者の平均賃金の0.45という水準になっております。昨年より0.01ポイントほど改善はしておりますが、まだまだ低い状況にあります。これらを見ても、大幅な引上げが必要であるということを主張していきたいと思っております。

5ページですが、2-1として「経営者は非正規雇用労働者を安価な労働力といった考えを改めるべき」、これは昨年も主張させていただいているところでございます。

北海道経済部労働政策局雇用労政課から発表されております就業環境実態調査から、必要部分を抜粋して記載をしているものでございます。この中で特に申し上げておきたいのは、「雇用調整が容易」または「人件費等の経費が安い」、これらが20%近くあるということです。これらの認識をぜひ改めていただき、非正規雇用労働者、主に時間給労働者の方々が多いたと思われるが、こういった部分について認識を改めるべきだということを申し上げておきたいと思っております。

また、表の一番右端を見ていただければ分かるのですが、正社員への転換制度の有無に関しましても4割近くの事業者が制度として持っていない、実績がないような状況です。また、制度があるところも3割以上ありますが、実際生かされていないのではないかとこのことが言えると思っております。中小企業、また零細企業ほど「実績なし」の水準が高い状態が見て取れると思っております。

続きまして、6ページですが、同様の表で抜粋した部分がございます。時間給に限らず、左から2番目にボーナスの欄がありますが、これも半分以上の事業者において支給されていない、制度がないといった状況にあります。これも同様に、企業規模が小さくなればなるほど制度的なものはないということでもあります。ただし、これも制度自体がないだけで、もしかしたら若干でも支払っている企業があるかもしれませんが、この数字だけを見ると、やはりまだ半分以上は制度的にきちんと持っていない。これが問題ではないかと思っております。

また、その右隣になりますが、昇給制度に関しても同様のことが言えると思っております。制度のないところが半数を占めている。こういった実態を見ると、非正規雇用労働者に関しましては、安い金額で使える、そういった認識がまだまだ抜けていな

いというようなことの表れではないかと思っております。

続きまして、7ページです。「各種指標や外部労働市場の資料を有効活用した審議を！」ということで、今年の連合の時間給労働者の引上げ率に関しましては、加重平均で24円42銭、率にして2.5%引き上げられております。平均時給も1,000円を超えており、今現在の新型コロナウイルス感染症の影響などで厳しい経営活動の中、企業内労使の誠実な話し合いにより今年も賃上げがされたという認識でございます。

また、下の表を見ていただきたいと思えます。アルバイト、パート等の募集賃金を載せた表でございます。イーアイテムに関しましては、7月4日現在で3,308件の募集がありました。その中で950円未満の募集に関しましては6.68%と、かなり低い水準となっております。また、テレビコマーシャル等で見る機会も多いかと思えますが、マイナビに関しましては全部で7,347件の募集がありますが、そのうち950円未満の募集は33.43%ですから、3件に1件の割合だということを示しております。

なお、北海道・東北の平均募集時給は1,004円と、初めて1,000円を超えているということであります。

そのほかにも賃金構造基本統計調査の北海道の短時間労働者の時間給も載せてございますので、これらを参考に審議を進めるべきだというふうに主張しておきたいと思えます。

続きまして、8ページ、「その他」になります。非正規雇用の実態、「配意」についてということであります。

総務省の労働力調査によりますと、道内で約85万人、雇用労働者の38.8%が非正規雇用労働者とされております。その中でも年収が200万円未満のワーキングプアと言われる方々が45万人強、割合にして23.3%に及んでおります。昨年より1.7ポイントほど改善はされておりますが、それらを含めましてもまだまだ高い水準だという認識であります。確かに、この中には家計補助者も含まれておりますから、全てが全て年収200万円未満で生活しているとは申し上げることができませんが、この中にも確実に年収200万円未満で生計を立てている人がいるということを考えますと、少しでも最低賃金を引き上げるべきだということを主張しておきたいと思えます。

連合リビングウェイジにおきましても、今日は資料をつけてございませんが、北海道もいよいよ1,000円の台に入っております。連合リビングウェイジは、北海道における最低限の生計費という意味合いでございます。そういった意味でも、早期に1,000円を目指すべきだということを主張しておきたいと思えます。

なお、4-2に関しましては、それぞれの民間議員や経済団体の代表の発言でございますので、後ほど読んでいただければと思えます。

労働側の意見は以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございました。

労使それぞれから意見表明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、当審議会としましては、今後、道内の経済状況や雇用失業情勢を考慮するとともに、今後出されます中央最低賃金審議会の目安答申を参考として審議をしてみたいと考えておりますので、円滑な審議につきまして委員皆様のご協力をお願いいたします。

では、次の議題に入ります。議題の（４）特定最低賃金の改正の必要性の有無の諮問でございます。

北海道労働局長より諮問されると伺っております。

ただいま、４業種の特定最低賃金の改正の必要性の有無についての諮問を受けました。

事務局は、諮問文を読み上げてください。

○龍瀧室長補佐

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

北労発基 0728 第1号

令和4年7月28日

北海道地方最低賃金審議会

会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長

友藤 智朗

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和4年7月12日付けをもって申出代表 日本食品関連産業労働組合総連合会
北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対策会議 代表 池田 敦哉 から最低賃金法
（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、北海道処理牛乳・
乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第4
号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要
性の有無について、貴会の意見を求める。

2通目になります。

北労発基0728第2号
令和4年7月28日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長
友藤 智朗

北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和4年7月1日付けをもって申出代表 日本基幹産業労働組合連合会北海道本部 委員長 荒川 孝志 から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

次、3通目です。

北労発基0728第3号
令和4年7月28日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長
友藤 智朗

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和4年6月22日付けをもって申出代表 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会北海道地方協議会 議長 谷口 幸一 から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

4 通目です。

北労発基 0 7 2 8 第 4 号
令和 4 年 7 月 2 8 日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長
友藤 智朗

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和 4 年 7 月 8 日付けをもって申出代表 全北海道造船機械労働組合協議会(北海道船舶最低賃金連絡会) 議長 橋本 康憲 から最低賃金法(昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号) 第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金(平成 2 0 年北海道労働局最低賃金公示第 5 号)の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

北海道労働局長から挨拶があると伺っております。

では、局長、お願いいたします。

○友藤労働局長

委員の皆様方におかれましては、本当にご多忙な中にありまして本日の審議会にご出席を賜りましたこと、誠にありがとうございます。

ただいま、4 業種の特定最低賃金の改正の必要性の有無につきまして諮問をさせていただいたところでございます。

委員の皆様方におかれましては、北海道の地域別最低賃金の改正につきましてご審議をいただいている中、併せての諮問となりますが、特定最低賃金の改正の必要性の有無につきましてもご審議のほどよろしくお願い申し上げる次第でございます。

なお、北海道最低賃金の審議につきましては、例年目安が示されるところ、例年に比べて遅れているということございまして、急遽日程を空けていただくなど、ご協力いただいているおりますことに感謝を申し上げる次第でございます。

先ほど労使から意向表明がございましたけれども、ぜひ公労使で十分なご議論をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様を確認をしておきます。

特定最低賃金4業種の改定申出書は、資料No.4のとおりでございます。

次回の第4回北海道地方最低賃金審議会本審におきまして、4業種の特定最低賃金の改正の必要性の有無についてご意見を伺うなどいたしまして、改正の必要性の有無を採決したいと考えております。

そういう進め方でよろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

異議なしということで、そのようにさせていただきます。

それでは、議題の(5) その他でございます。

議題「その他」といたしまして、何かございますでしょうか。

労働者側、よろしいですか。

○山田委員

はい。

○亀野会長

はい。

使用者側、いかがでしょうか。

○桑原委員

よろしいです。

○亀野会長

はい。

事務局から何かございますでしょうか。

○龍瀧室長補佐

ありません。

○亀野会長

はい。

それでは、本日の配付資料の中で説明されていない資料につきまして事務局から簡潔に説明お願いいたします。

○龍瀧室長補佐

資料について、簡潔に説明したいと思います。

まだ説明されていない資料は、資料No. 5 から資料No. 14 でございます。

資料No. 5、15 ページになります。ここは、団体からの要請書の写しを添付しております。北海道交通運輸労働組合共闘会議から、そして函館弁護士会会長声明を添付しております。

続いて、資料No. 6、23 ページです。資料No. 6 は、北海道議会からの意見書でございます。

続きまして、資料No. 7、27 ページです。ここは、市町村議会からの意見書の受付一覧を添付しております。

続きまして、資料No. 8、37 ページになります。関係労働者からの意見としまして、関係団体からの要請書をつけております。243 団体から要請が参っております。

続きまして、資料No. 9、45 ページです。「令和4年度における最低賃金基礎調査の概要」でございます。調査の範囲は、「製造業」「情報通信業」「卸売業 小売業」「学術研究、専門・技術サービス」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療・福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」。

そして、調査対象事業所の規模、調査対象労働者は記載のとおりでございます。

46 ページを御覧ください。

3番、調査回答事業所数及び労働者数につきましては、調査対象1,659 事業所のうち回答があったのは869 事業所。そのうち有効事業所である831 事業所、労働者数9,849 人について集計いたしました。

6番、調査結果を御覧ください。49 ページ以降に具体的な調査結果を掲載しておりますが、その表象区分について説明申し上げます。

総括表(1)と(2)に分けてございます。総括表(1)は、産業、規模、地域及び年齢別累積労働者賃金分布表としております。総括表(2)は、産業、性別及び年齢別累積労働者賃金分布表となっております。

そして、この総括表の中で道央、道南、道北、道東の4地区に区分しておりますが、その4地区の区分については47 ページを御覧いただきたいと思っております。

具体的な最低賃金に関する基礎調査結果は、49 ページからになります。

就業形態が一般の労働者プラス、パート労働者の統計結果が49 ページから54 ページ。就業形態が一般の方の統計結果が55 ページから60 ページ。そして、就業形態がパートの方の集計結果が61 ページから66 ページという形になっており

ます。

続きまして、資料No. 10です。これは、令和4年7月1日に北海道労働局が発表しております令和4年5月の雇用失業情勢の資料でございます。

続きまして、79ページの資料No. 11を御覧ください。これも北海道労働局発表、令和4年5月の内容になります。「職種別、求人・求職・賃金状況」です。

続いて、資料No. 12を御覧ください。81ページです。これは、2022年7月14日、北海道経済産業局発表の「最近の管内経済概況(2022年5月の経済指標を中心として)」です。

続きまして、資料No. 13、93ページです。日本銀行札幌支店が7月1日に発表しております「北海道金融経済概況2022年6月」の資料でございます。

続きまして、資料No. 14、117ページです。これは、2022年7月15日発表、連合北海道様の「2022春季生活闘争・妥結情報」の資料になります。

配付している資料については以上になります。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明につきまして何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

質問がないようですので、用意した議題は以上でございます。

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会いたします。

今後の円滑な審議運営につきまして、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

どうもありがとうございました。